

2018年度活動計画

1. 今の社会をどう見るか～暮らしから見つめる社会～

(1) 国民の暮らし

1) 国民の暮らしの実態と今後の見通し

2016年～2017年は、前年に引き続き企業収益が過去最高となる一方で^(注1)、国民にとっては、賃金の伸び悩み^(注2)と重い負担^(注3)が続いた年でした。政府は景気回復を強調していますが、これらのデータは国民の暮らしが厳しい状況であることを示しています。また、2019年4月から本格実施が見込まれる労働法制度の改定^(注4)、政府が表明している2019年10月の消費税引き上げなど、さらに厳しさが増すことが懸念されます。

2017年10月の衆議院選挙の結果、衆参両院で改憲の発議が可能となる議席の3分の2を「改憲勢力」が維持するとともに、憲法への「自衛隊の明記」などが与党の公約とされたことから、今後改憲の取り組みが進められると予想されます。

2013年の「特定秘密保護法」制定、2014年の集団的自衛権の容認（閣議決定）、2015年の「安全保障関連法」制定などの「戦争ができる国」づくりの動きに加え、2017年の北朝鮮からの不当なミサイル発射に武力行使

を否定しない対応などの政府のこれまでの動きから、戦争への関与が懸念される状況が進んでいます。また、2017年の「テロ等準備罪」法の制定により、国民の日常活動に対する情報収集が強化されるなど、基本的人権が脅かされる懸念が強まっています。

全通研がめざす「聴覚障害者福祉と手話通訳者の社会的地位の向上」の実現のためには、すべての国民に基本的人権が保障される平和な社会の実現が不可欠であり、幅広い視野をもった情勢分析と学習が重要になっています。

2) 障害者施策の動向

聴覚障害者を含む障害者（関係）団体の一致した意見として、障害者権利条約の国内適用を求めて2011年8月に取りまとめられた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下「骨格提言」）の内容は、今もなお法制度には反映されていません。

その一方で、政府は社会保障費を継続して抑制^(注5)するとともに、わが国の社会保障のしくみを根本からあらためる「我が事・丸ごと」政策^(注6)を提起し、あわせて関係する法制度の改正が2017年度から始まり^(注7)、

注1：企業の経常利益（決算の最終利益）合計：1995年は約26兆円。2016年は約75兆円と過去最高。（財務省／法人企業統計調査）

注2：全産業の一般労働者の賃金：2010年を100とすると2000年は102.0。2016年は102.6。（厚生労働省／平成28年賃金構造基本統計調査）

注3：国民負担率（租税負担率と社会保障負担率の合計）：1995年は35.8%。2017年は42.5%（2016年度と同じで過去2番目。財務省）

注4：国会に提出されている「労働基準法等の一部を改正する法律案」では、企画業務型裁量労働制の対象業務拡大や「高度プロフェッショナル制度」の創設などの労働時間規制の緩和策が中心となっている。

注5：社会保障費の予算は、2016年度から毎年1,000億円以上削減され、2018年度では1,300億円の削減を見込んでいる（財政制度等審議会（財務省）資料）。なお、2018年度は、介護報酬・診療報酬の改定時期であり、また障害福祉サービスにかかる報酬の複数の経過措置の終了年度であることから、高齢者・障害者などの暮らしに直接関わる事業についての国民負担の増加が懸念されている。

注6：この政策は、2016年7月に立ち上げられた「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部において公表され、2017年5月には関係する法律の改正案が可決されるなど具体化が進んでいる。同政策には、①方針の策定にあたり障害当事者が参画していないこと、②事業所・資格の統合など介護保険制度と障害者向け事業の統合が懸念されること、③「自助」「共助」が強調され憲法25条に基づく「公助」が縮小されていること、など多くの問題点が指摘されている。

注7：改正社会福祉法（2017年4月施行）では、「地域住民等は、地域福祉の推進にあたっては…（中略）…福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、…（中略）…課題の解決に資する関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。」「国及び地方公共団体は、地域住民等が、地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない」と、地域福祉の推進にあたっての役割は「解決：地域住民等」「国・自治体：（解決を図る）地域住民等の活動促進」と明記され、国・自治体の地域社会における課題解決の役割が薄められた。

公的制度の縮小による暮らしの保障の弱体化の懸念が強まっています。

私たちが掲げる目標が容易に実現できる社会情勢とはいえませんが、①基本的な人権の保障は日本の歴史の中で常に前進していること、②世界的にも障害者の権利保障は前進していること、③手話の社会的認知の拡大にともない聴覚障害者に対する理解が広がっていること、などの客観的な状況を学習・共有するとともに、「成長と仲間づくり」を基本に取り組んできた全通研のこれまでの実績を踏まえ、確信を持って私たちの主張を社会に発信する取り組みを継続することが必要です。

(2) 聴覚障害者の暮らし

1) 聴覚障害者関連施策の現状

現在の聴覚障害者関連施策としては、障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置づけられている意思疎通支援事業が主なものです。手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業については市町村の必須事業となっていますが、財源の内訳は国の補助金が1/2以内、都道府県の補助金1/4、市町村の負担が1/4のしくみとなっています。しかし実際には全国で補助金の上限が決まっているため、事業に要した費用の3/4の補助が受けられず、市町村は全体の1/4以上を負担しているため持ち出しが多くなり、充実した制度設計を行うことが難しい状況です。

地域のろう者の生活状況や課題を把握し、コミュニケーション支援や福祉制度の利用に結びつける役割を持つ設置手話通訳者は、依然として全国では6割が未整備のままとなっています。そのため医療や子育て、介護などの場面においても、登録手話通訳者の派遣で対応することになってしまうため、継続した支援や他機関との連携が必要なケースについて、気づきや課題を共有し支援することや、さまざまな社会資源を活用することができにくくなっています。

2) 聴覚障害者を取り巻く環境の変化と暮らしの現状

手話言語法の制定や情報コミュニケーション法の制定を求める運動が全国的に広がり、現在では手話言語条例や情報コミュニケーション条例を制定している自治体は、2016年度の70から現在では125(15件99市11町)へと増えています(2018年1月16日現在)。また、「手話を広める知事の会」には全ての都道府県が加入し、「手話言語市区長会」には378市区長と7町村長が加入しています(10月17日現在)。

条例に関する情報やコミュニケーション関連施策等について、自治体間で積極的に情報交換が行われるな

ど、関心が高まっています。条例制定をめざして、地域のろう団体と自治体が意見交換をする機会が増えています。条例の制定をきっかけに、厚生労働省が示しているモデル要綱に合わせて意思疎通支援事業の要綱が改正された、登録手話通訳者の謝礼金がアップする等の改善が行われた地域もあります。

医療や介護、教育や就労、生活困窮など、ろう者の日常生活の困りごとを丸ごと受けとめて相談できる環境や、社会資源は未だ十分ではありません。高齢になり体力の低下や外出機会の減少などにより、コミュニケーションをとることがさらに難しくなる人も多くいます。介護保険制度や障害福祉サービスを利用するにも、ケアマネージャーや相談支援専門員に困っていることをうまく伝えられない、ろう者が手話でコミュニケーションをとり、安心して利用できる事業所や施設等が、圧倒的に少ないという状況も続いています。

全国で制定が進んでいる手話言語条例や情報コミュニケーション条例の内容は、地域によってさまざまです。条例の制定がゴールではなく、自治体や市民、事業者などの意識を高め、既存の制度の改正や施策の充実、新たな社会資源の開発等によって、誰もが暮らしやすい社会をつくっていくことが私たちの大きな目標です。

(3) 手話を学ぶ私たちの暮らしと全通研の取り組み

1) 手話通訳者の現状

全通研が行った「2016年度雇用された手話通訳者の動態調査報告」では、対象者数が1,908人で前年度比34人増となっています。関東で増加した都県が多かった一方、14県で減少しました。身分については、依然として自治体の非正規職員の比率が極めて高く9割を超えています。また、医療関係では、手話通訳者が全て非正規で実数の減少もありますが、原因としては退職者に対する補充がないためと考えられます。

2017年度支部長会議事前アンケートでは、「正規職員募集が出ても応募する人がほとんどいない」「一度、非正規で設置事業が始まってしまうと、なかなか正規職員化への取り組みとはならず、事業開始以来、非正規のままとなっている地域が多い」「自治体の手話通訳者の正職員化が進んでいない。正規職員(団体)は5人のままで、残り12人は非正規の身分が継続しており改善される見通しが立っていない。未設置の自治体(5市)は新たに設置される動きもない」などの地域の状況が書かれており、正規職員化が進んでいない実態があります。

また、高齢化により次の世代の担い手が不足してお

り、継続した制度運営ができるのかを不安に感じている地域も多いのが現状です。広島で開催したサマーフォーラムの登録手話通訳者の分科会でも、参加者からの声で特に多かったのが「人材不足」と「専門性の確保」です。「研修を充実するべき」「通訳者が不足している」「意識を持って人材を育てていく必要がある」という意見が数多く出されました。制度の運用等についても、地域格差が大きいことが課題としてあげられています。

全通研が作成したパンフレット『みんなが輝く未来をめざして』には、2015年に実施した「雇用された手話通訳者の労働と健康の実態調査」から見える全国的な状況や課題が分かりやすくまとめられています。パンフレットを活用した学習会が多くの支部でも開催されています(開催予定も含め43支部)。このパンフレットに書かれている全国の状況と各地域の実態をさらに多くの人に知らせ、全通研会員だけでなく地域のろう団体や自治体とも共有することが重要です。

2) 全通研会員の暮らし

(1)の国民の暮らしからも分かるように、賃金の伸び悩みと重い負担(税や社会保障費等)は全通研の会員の暮らしにも大きく影響しています。「一生懸命働いても賃金が上がらない」「子育てや医療、介護にかかる費用が増え続けている」「余暇を楽しんだり自分の知識や経験を高めるために使うお金は減っている」などの思いを多くの人が感じています。節約やいろいろな工夫をしても負担が大きく、全通研への入会や会員継続が難しい人もいます。

また、学習会や会議を開催するにも、無料や低料金で利用できる会場が減っており、会員が集まりやすい場所で活動を行うのが困難な状況もあります。支部や本部が開催する行事に参加するための交通費も、負担が大きいという意見が、支部からも出されています。そのような状況の中で、知恵や意見を出し合いながら活動を充実させるため、各支部でさまざまな課題の分析や取り組みが行われています。

9月に実施した支部長会議事前アンケートで、支部として該当する課題や取り組みとして最も多かったのが「手話言語条例」(27支部)であり、続いて「関係団体との連携」(24支部)、「手話通訳制度のあり方」(23支部)となっています。

「手話言語条例」では、制定前と制定後の取り組みや行政の理解の必要性、条例の活用など、目的意識を明確にした課題設定をしている支部もあります。「手話通訳制度」では、設置手話通訳者の正職員化や担い手(手話通訳者・講師・自治体での勤務可能者)の不

足、地域格差を支部として認識しているが、ろう団体や行政に理解が広がらないことも課題としてあげられています。

これを克服するための学習会開催や実態調査にも複数の支部が取り組んでいます。「関係団体との連携」では、定期的な会議が多くの支部で実施されています。他団体との協議の必要性を課題としてとらえ、情報交換だけでなく、情報提供施設の運営や共催事業の実施、他団体の課題への協力など、積極的な団体間協力を行っている支部もあります。これらの活動は、全通研が地域で重要な社会資源としての役割を担っていることを示しています。

手話を学びたいと思っている人、障害当事者や家族、障害者や福祉に関わる仕事をしている組織や事業体、そして施策を検討し展開している自治体と日常的につながり、地域に根差した活動を続けているのが全通研です。「手話を学ぶ人を増やすだけでなく、ろう者の暮らしや社会福祉についても一緒に学べるような場を作ろう!」「行政に地域のろう者の暮らしや手話通訳制度の実態を伝えて改善していこう!」「他の障害者団体や組織と協働してもっと暮らしやすい社会に変えていこう!」と自分たちの思いを学習や運動につなげて活動し仲間を増やしてきました。

地域の現状を踏まえて、聴覚障害者や私たちの暮らしを改善していく立場からみた地域課題をあきらかにし、具体的な活動に結びつけることが重要です。

(4) 理解を社会に広める

1) 運動の重要性

全通研の目的は「聴覚障害者福祉と手話通訳者の社会的地位の向上」です。私たち自身が、日頃の活動の中で経験する社会福祉に関わる制度の課題とその解決方法を整理し、社会に発信することは、全通研運動の大切な柱です。

全通研が掲げる目的の国際的・歴史的な方向性の正しさやこれまでの活動の実績に確信を持ち、さまざまな法制度の動向や手話や障害者を取り巻く環境の変化を常に学習し、各地域の課題と関係づけ、社会に対して働きかけを継続する取り組みを通して、幅広い人々との協力関係をつくっていくことが重要です。

2) 組織強化の重要性

運動の推進にとって「組織の力」は重要です。「仲間を増やすこと」「会員一人ひとりが学び、成長すること」の両方が組織を強くすることにつながります。

聴覚障害者の社会参加が進むとともに、大学等での情報保障支援や、情報提供施設など聴覚障害者関連施

設で働く人たちも増えています。また、手話言語法制定を契機に手話を学ぶ人たちも増えています。手話が広がることは聴覚障害者の暮らしやすさを実現するための基礎的な条件をつくりだすものです。

私たちの運動を通して、さらに聴覚障害者の暮らしやすさの推進と、手話通訳者の身分保障につなげていくためにも、組織強化に取り組んでいくことが大切です。

2. 2018年度活動計画

1 きわめる

(1) 手話通訳者の健康問題への取り組み

1) 健康を守る研修会の実施

滋賀医科大学社社会医学講座准教授埜田和史氏による「手話通訳者の健康を守る研修会」の第6弾、第7弾を近畿ブロック、四国ブロックで実施します。研修会を通じて手話通訳者の健康問題への理解促進、予防対策の重要性等についての関心を深める機会にします。

2) けいわん患者・健康を守る会（けいわん患者会）との関わり

①けいわん患者会との懇談会

「けいわん患者会」との連携を図るため、けいわん患者会と健康対策部との懇談会を年2回実施します。けいわん患者会の円滑な運営のため、引き続き事務局長を健康対策部から派遣します。

また、けいわん患者会は結成から約25年、患者会のあり方についても話し合いを進めます。

②全国けいわん患者交流集会の開催

けいわん患者の情報交換のために、けいわん患者会の協力を得て「けいわん患者の交流集会」を10月に西日本（岡山）で開催します。

③けいわん110番の設置

「けいわん110番」は、滋賀医科大学の協力を得て2018年度も継続します。

3) 健康対策担当者会議の実施

健康問題について、支部とも連携を深めるために、第51回全国手話通訳問題研究集会～サマーフォーラムin沖縄～において健康対策担当者会議を開催します。

4) 健康普及員研修会

健康普及員は、支部や地域で健康対策担当者やその協力者として、健康に不安を感じる手話通訳にかかわる人の窓口となることや、健康問題の解決のために活動をしていきます。そのために健康問題にかかる基礎知識を学ぶ普及員研修会を、2017年度に引き続き開催し、修了者には「健康普及員証」を交付します。

また、2018年度からは支部及びブロックで開催する健康学習会についても、申請をすることで、研修対象に含め、修了者に「健康普及員証」を発行します。

5) 「雇用された手話通訳者の動態調査」の実施

各市町村、社会福祉法人、団体、機関などに在籍している手話通訳者の設置状況を把握するため、支部の協力を得て動態調査を実施します。

(2) 手話通訳活動あり方検討委員会の取り組み

①事例検討マンガの検討と作成（研究誌へ掲載）

皆さんから「通訳者研修で活用している」「自分の勉強になる」と好評をいただいている事例検討マンガは2018年度も4回発行します。

②委員の講師派遣

皆さんの学習をサポートできるよう講師派遣を継続します。ぜひ活用してください。

③手話通訳者登録事業の課題の整理

「全通研がめざす手話通訳制度」の学習から見えた課題について意見交換する場を設けます。

上記の取り組みとして、当面はあり検会議及びあり検委員の所属する県やブロックで登録手話通訳者のみなさんと通訳現場で感じていることについて話し合います。また、現場で活かされるための研修・検討の方法についても協議します。

2 たかめる

(1) 未来を拓く委員会の取り組み

2017年度に引き続き「未来を拓く委員会」を開催し、情勢及び全通研長期ビジョン2024を踏まえて全通研の今日的な課題を検討し、対策の具体化と今後の事業計画への反映を図ります。

具体的には、全通研が長期的に活動を維持・発展するために必要な事業内容を検討していきます。

また、2017年度の検討結果を踏まえ、若年層への働きかけを図り、新たに「大学生・大学内手話サークルとの交流・連携モデル事業」に着手します。

(2) 組織拡大の取り組み

2024年度15,000人会員達成に向け、早期の12,000人会員達成を目標に取り組みます。ブロック別組織担当者会議の開催、会員動向の集計・発信、組織部ニュースの発行、ホームページの会員のページの活用、リーダー養成講座の開催、次世代会員への活動支援、ネットワークづくりを進めます。

1) 15,000人の会員拡大をめざして

①ブロック組織担当者会議の開催

2018年度も全ブロックで開催し、全通研の組織活動、支部組織活動の情報交換を行い会員目標達成に向けて取り組みます。

事前アンケートは、組織活動の課題に合わせた質問項目を検討しながら実施します。アンケート結果を基にテーマを絞り込んで話し合うことで、充実した会議となるように取り組みます。会議で報告された支部活動の成果の発信や、支部・ブロックの課題解決に向けた支援を行います。

②その他ブロック担当者会議等の開催

ブロックが担当者会議を開催できるよう情報発信を行います。

③会員動向の集計・発信

全通研会員現勢を毎月発信することで、支部の会員拡大の取り組みを全支部で共有し、会員拡大に向けて取り組みます。

2) 支部活動のための取り組み

①支部活動のための情報提供

組織部ニュース（年3回）の発行、ホームページの会員のページを活用した情報発信、全通研紹介ツールの作成、配布などを行います。

②支部への講師派遣事業

「全通研講師リスト」を更新して各支部に情報提供し、講師派遣を通じて支部活動強化を図ります。

③支部の研究活動強化事業

研究活動強化事業の活用がない状況が続いているため、強化事業の対象範囲や内容について、支部の活動状況に合わせた抜本的な見直しを行います。

3) 人材育成

①リーダー養成講座

講座は全通研活動の基本である「全通研のあゆみ」

「運動」「人権」を柱に理事が講義し、これからの全通研活動を担う人たちに伝えていきます。

②次世代会員への取り組み

「N-Actionのつどい」「N-Action合宿」を開催し、次世代会員のネットワークづくりや活動支援、「N-Actionニュース」や「フェイスブック(Facebook)」などでの情報発信を行います。

また、組織担当者会議で出された課題解決につながるよう、各事業やネットワークを通じて得られた声や情報を整理し、支部での位置づけ・方向性などを提案できるように取り組みを行います。

○N-Actionのつどいの開催

サマーフォーラムにあわせて「N-Actionのつどい」を開催し、N-Action世代の交流を進めます。

○N-Action合宿の開催

第4回N-Action合宿を開催します。一泊で開催することで各地から集まった同世代の仲間が交流し、ともに語り合うことでN-Action世代の活動を深めていきます。

○これからの全通研を担う人材の育成

将来を担う全通研の人材を部局付き事務局員や特別委員会委員に委嘱し、当該部局の活動に積極的に関わることを通して、全通研の組織運営について経験を積む取り組みを始めました。委嘱した方々がスムーズに所属した部局で活躍できるようサポートを進めるほか、全通研の組織運営についての研修をします。

(3) 第51回全国手話通訳問題研究集会～サマーフォーラムin沖縄～

2018年度は、「第51回全国手話通訳問題研究集会～サマーフォーラムin沖縄～」(以下「沖縄集会」という)を8月17日(金)～19日(日)、沖縄県(開会式・記念講演:沖縄県立武道館、講座・分科会・閉会式:沖縄国際大学)で、全日本ろうあ連盟と共催で開催します。

講座は会員以外も参加対象とし、全通研や全日本ろうあ連盟の理解や手話の普及、特に2018年は沖縄のことをより知ってもらえるよう3講座のみとし、琉球から始まる歴史や現在の沖縄をじっくり学習できるようなテーマを用意します。

分科会は会員のみを参加対象とし、2017年度と同じ8分科会で行います。要項には議論の内容を分かりやすく提示するとともに、支部、ブロックからのレポー

トを募集し、議論が深められるようにします。

(4) 第4回全通研アカデミー～全通研学校Ⅲ～

今回が2巡目の最初です。2018年度の開催ブロックは、関東・北信越・九州です。開催にあたっては、今までどおりブロックが中心となった企画・運営が進めます。

(5) 研究誌『手話通訳問題研究』の発行

①全通研の機関誌として、私たちに関わる手話・手話通訳・聴覚障害者・福祉制度などを取り上げ、会員や支部とを結ぶ研究誌『手話通訳問題研究』を引き続き4回発行します。

第144号…2018年5月下旬発行

第145号…2018年8月下旬発行

第146号…2018年11月下旬発行

第147号…2019年2月下旬発行

記事「手話この魅力あることば」の連続写真の各場面に対応する動画をホームページにアップし、さらにこの記事にQRコードを挿入して、スマートフォンなどでその動画を見ることができるようになります。

②よりよい研究誌にするために各支部通信員には各号のモニターの協力をしてもらい、研究誌を身近に感じてもらうよう支部機関紙で紹介してもらいます。

3 はたらきかける

(1) 手話通訳制度の改善

1) 制度改革対策中央本部／他団体や有識者とのネットワークづくり

2017年度に実施した「全通研がめざす手話通訳制度」の学習運動を通して、国が新たな手話通訳制度を求める取り組みを前進させるには、広範な国民の間に、手話通訳の必要性（例：手話通訳付きテレビ番組の放送時間の増加）や現行の手話通訳制度の改善の必要性について理解を広げることが不可欠であることが明らかとなりました。

そのためには、私たちの身近な障害者団体をはじめとする関係団体や有識者（例：首長、議員、大学教授など社会的影響力のある者）に理解を求めていくことも大切です。

2018年度も、引き続き聴覚障害者制度改革推進中央本部や日本障害者協議会の運営の一翼を担うとともに、主催事業への協力などを通じて、全通研主催行事への招聘や各種行事への出席・事業協力など、あらゆる機会を通じて幅広い連携をめざします。

2) 手話通訳制度の発展を考えるプロジェクトチームの創設

現在の手話通訳制度の課題を踏まえて、全通研が提起した「新たな手話通訳制度」をベースに聴覚障害者制度改革推進中央本部で議論し、2016年に「手話通訳制度の提言」が作成されました。その後、日本手話通訳士協会による「手話通訳士の国家資格化」の検討が行われ、2017年度に最終報告書がまとめられています。これまでの議論を整理し、あらためて「新たな手話通訳制度」の課題を明確にするため、三団体で手話通訳制度を考えるプロジェクトチームの創設に着手し、その中で「全通研がめざす新たな手話通訳制度」の実現に向けて取り組みます。

(2) 手話関係者の健康を考える3団体委員会の取り組み

全日本ろうあ連盟、日本手話通訳士協会と全通研で構成する「手話関係者の健康を考える3団体委員会」で手話関係者の健康や身分保障の改善等の問題に取り組みます。

2018年度も、委員会の開催及び手話関係者の健康フォーラムを開催します。

(3) 機関会議の開催

①代議員会

代議員会は傍聴を会員へ呼び掛けるため、ブロックの持ち回り開催としています。2018年5月19日（土）～20日（日）に愛知県で行います。2018年度は役員改選の年です。

②代議員会ブロック別会議

代議員会の前に、各ブロックで議案書の討議を行います。4月から5月の代議員会までの間に9ブロックで開催し、代議員や支部の役員を対象に議案書を深めます。

③支部長会議

2018年10月7日（日）～8日（月・祝）兵庫県で行います。代議員会で議決された方針の実践と徹底、必要な方針の具体化を図ることが目的です。

④理事会・執行理事会

理事会は、年5回（5月・8月・10月・12月・2月）開催します。執行理事会は、年4回（5月・7月・11月・1月）開催します。

(4) 広報強化

全通研の運動を推進するためには、計画的かつタイムリーな広報活動が重要です。さまざまな層の人々に対応した情報ツールを使い、効果的な広報活動を進めます。

①会員向けの情報発信

引き続き「政策立案メーリングリスト」を活用した情報交換を行います。また、会員向けに会報を年1回、「e～会報」を毎月1回発行します。

このほか、健康対策部の活動を紹介する「健康対策部にゆ～す」を年3～4回発行し、健康対策部の活動や行事等の報告等を発信します。また、支部の組織活動の参考となる特徴的な応報等を紹介する「組織部ニュース」、全通研次世代活動委員会（全通研N-Action委員会）の行事や活動の紹介をする「次世代活動委員会ニュース」も年数回発行します。

②会員や会員外に向けて情報発信

ホームページや「フェイスブック（Facebook）」や「ツイッター（Twitter）」を通して、全通研の活動をさらに多くの方に知ってもらう取り組みを進めます。特に、「全通研NOW!!」の情報更新を積極的に行い、全通研が行う日々の活動を紹介していきます。

(5) 出版活動

1) 学習教材等の作成・取り扱い

聴覚障害者の暮らしから学び、手話と手話通訳の研究や全通研活動が深まるよう、書籍やビデオ等を製作し普及を図ります。また、関連した書籍等の斡旋・普及に取り組みます。2018年度においても、調査研究報告書等の保存と普及に努めていきます。

【書籍】

「ゆびもじ絵本（仮称）」

「研究誌特集（仮称）」

「手話通訳と手話通訳者の活動（仮称）」

「第29回手話通訳技能認定試験模範解答集」

「これで合格！全国手話検定試験2018」

【DVD】

「手話この魅力あることば45」（DVD）

「手話この魅力あることば46」（DVD）

「手話通訳者全国統一試験をめざす人たちの学習教材18」（DVD）

2) 学習教材等の普及促進

書籍等紹介チラシを新刊発行時、または集会におい

て作成・配布します。

出版事業活動の進捗情報や各支部の取り組み情報を共有できるようにします。

「読みたい見たい」はおすすめ書籍等の紹介と各月の売り上げランキングを紹介するもので、今後も毎月発行します。

電子書籍について検討し、早期の実現に努めます。

(6) 自治体業務・政策研究委員会の取り組み

自治体で手話通訳者の正規職員雇用を推進する取り組みを進めるため、2018年度にフォーラム「自治体手話通訳者のしごと」を開催します。

また、手話通訳者の業務や役割などの情報を共有するため、手話言語条例や差別解消条例等を制定し施策の充実を図り、先進的な取り組みをしている自治体を訪問し、研究誌やホームページに掲載します。自治体での聴覚障害者関連施策等を進めるための「意思疎通支援事業に関するQ&A」についても、内容を更新し、自治体職員が業務を進めるための分かりやすい情報発信を行います。

(7) 国際活動

1) 世界手話通訳者協会

2018年8月にフィジーで開催予定のWASLI理事会にアジア地域の活動報告を書面で提出し、世界各国との連携を深めます。また、2019年に開催されるパリ世界手話通訳者会議に向けて、さらに準備を進めます。

2) アジアの仲間の支援

2018年11月（予定）にタイ・バンコクで開催されるWFDアジア会議に合わせて、アジア手話通訳者会議を開催します。アジア会議に参加する手話通訳者への財政支援をします。

3) 情報の収集と発信

世界の情報を会員に提供するため、WASLI会報の翻訳版をホームページに掲載します。また、WASLI理事メールによる情報等もe～会報や「全通研NOW!!」などで適宜掲載できるよう検討し、実行します。

パンフレットの『よりパン』と『みんなが輝く未来をめざして』の英語版は、世界会議やアジア会議で希望者に配布し、日本の調査研究が世界の手話通訳者の健康問題への取り組みの参考となるよう、幅広く知らせていきます。

「e～会報」への「国際部ちょこっと情報international news」の掲載を継続します。

4 財政活動

「長期ビジョン2024」に基づいて、10年間の財政運営を安定的に実施していくとともに、新たな法律の制定をめざす運動や福祉制度をこれ以上後退させない運動を支え、全通研の未来を拓く取り組みに対応する予算編成を行っています。

サマーフォーラム、全通研アカデミーなど学習機会の提供や国際的に全通研をアピールする取り組み、新会員や若年会員が全通研活動に参加しやすい環境づくり、手話通訳者の「健康普及員」研修などを重点施策として取り組むこととしました。

特に2018年度のサマーフォーラムは沖縄で開催されるので、その運営を担う理事や部局員の旅費の予算が増額になっています。

聴覚障害者制度改革推進中央本部の運営に責任を持って参加していくため運営経費に資金を拠出します。また、他の障害者団体・行政等との連携や国際協力を進めていくため、引き続き日本障害者協議会（JD）

や世界手話通訳者協会などに加盟してその活動に協力していきます。そのため、予算ベースでは剰余金を財源に充てる赤字予算としています。

しかし、予算の執行に当たっては、「最小限の費用で最大の効果を発揮」するように、執行率90%以内を目標に、事業内容を精査して実施し経費の節減に努めていくとともに、決算において赤字額が最小となるよう予算管理を行っています。

当面、これまで積み上げてきた剰余金を活用して、会費改定を行うことなく財政運営を行っています。（これまで積み上げてきた剰余金の一部を別途積立金〔特定資産〕として管理しています。）

長期的には、「全通研の未来を拓く委員会」の議論を踏まえ、支部やブロックの活動を支える取り組み、増加し続ける業務量に対応した事務所機能の充実等を図るため、安定した新たな財源の確保、収益事業会計の健全化を検討します。

3. 2018年度事業計画（カレンダー）

年	月	日・曜日	行事	開催地
2018年	5	19日(土)～20日(日)	2018年度（通算第40回）代議員会	愛知県名古屋市
	6	2日(土)～3日(日)	リーダー養成講座	北海道ブロック
	7	28日(土)	第4回全通研アカデミー～全通研学校Ⅲ～（関東会場）	東京都
	8	17日(金)～19日(日)	第51回全国手話通訳問題研究集会～サマーフォーラムin沖縄～	沖縄県
	9	2日(日)	手話通訳者の健康を守る研修会（四国ブロック）	香川県
		15日(土)～16日(日)	第2回健康普及員研修会	静岡県
	10	7日(日)～8日(月・祝)	2018年度（通算第21回）支部長会議	兵庫県神戸市
		27日(土)～28日(日)	第27回けいわん患者の全国交流集会	岡山県
	11	3日(土・祝)	手話通訳者の健康を守る研修会（近畿ブロック）	奈良県
		18日(日)	第4回全通研アカデミー～全通研学校Ⅲ～（北信越会場）	長野県
2019年	1	26日(土)～27日(日)	第4回全通研アカデミー～全通研学校Ⅲ～（九州会場）	熊本県
	2	16日(土)～17日(日)	第4回N-Action合宿	岡山県
日程未定			フォーラム「自治体手話通訳者のしごと」	
			手話関係者の健康フォーラム2018	関東